

取引所株式の上場 に関する規制

制度調査部
堀内勇世

金融商品取引法シリーズ-14

【要約】

2006年3月13日、証券取引法等改正法案が国会に提出された。

これは、現行の証券取引法を何段階かにわたって改正した後に、金融商品取引法（いわゆる投資サービス法）に全面移行するための法律案である。

本稿では、そのうちの第三段階目の改正と言える証券取引法の改正のうち、「取引所における自主規制機能の独立性確保など」から「株式会社形態の取引所の発行する証券の上場に関する規制の強化」について紹介する。

はじめに（証券取引法等改正法案の国会提出）

2006年3月13日、「証券取引法等の一部を改正する法律案」（以下、証券取引法等改正法案）が国会に提出された¹。その概要を示すと次のとおりである。

【証券取引法等改正法案の構造と概要】

改正される法令名	内容	施行日
1. 証券取引法(名称は証券取引法のまま)	証券取引等監視委員会の権限強化 「見せ玉」規制強化 相場操縦などに対する罰則強化	公布日から起算して20日間を経過した日
2. 証券取引法(名称は証券取引法のまま)	T O B 規制の見直し - T O B 規制の適用範囲の明確化(市場内外にまたがる取引、買付者の競合など) - 情報開示拡充(意見表明報告書義務化など) - T O B 期間の延長 - T O B の買付条件変更等の柔軟化 - 全部買付義務の導入	公布日から6ヶ月以内の政令指定日
	大量保有報告書制度の見直し - 重要提案行為等目的の場合に特例報告の適用を認めない - 特例報告の頻度を多くする(原則3ヶ月ごと原則2週間ごと)	同上 公布日から1年以内の政令指定日
3. 証券取引法 金融商品取引法に名称変更	金融商品取引法に全面改正(投資者保護のための横断的法制の整備) 取引所における自主規制機能の独立性確保など	公布日から1年6ヶ月以内の政令指定日
	開示制度の拡充 - 内部統制報告書の導入 - 四半期報告制度の整備 など	同上(ただし、適用は2008年4月1日以後開始事業年度からの予定)

¹ 原文は、金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>) に掲載されている。

本稿では、これらのうち「取引所における自主規制機能の独立性確保など」から「株式会社形態の取引所の発行する証券の上場に関する規制の強化」を取り上げる。

1. 取引所における自主規制機能の独立性確保の概略

金融審議会金融分科会第一部会報告「投資サービス法（仮称）に向けて」²（2005年12月22日）を受けて、金融商品取引法（案）は組み立てられている。

この金融審議会金融分科会第一部会報告「投資サービス法（仮称）に向けて」（2005年12月22日）では、取引所の項目が設けられ、「自主規制機能を担う取引所の組織のあり方」が論じられている。

それゆえ、金融商品取引法（案）では、取引所における自主規制機能の独立性確保に関する規定が含まれている。

具体的には、取引所における自主規制業務が的確に遂行されることを確保するための組織形態等につき、次のような仕組みが規定されている³。

取引所の自主規制機能の遂行の独立性を確保するため、自主規制業務を担う機関として、「自主規制法人」（別法人）の設立、又は「自主規制委員会」（同一法人内の別組織）の設置を可能とする制度の整備。

株式会社形態の取引所がその発行する証券を上場する場合の内閣総理大臣の承認制度を整備。

株式会社形態の取引所の主要株主規制として、20%を超える議決権の取得・保有を金融商品取引所、地方公共団体等を除き禁止。

この部分の施行は、金融商品取引法に関連する証券取引法等改正法案が成立した後、公布された日から起算して1年6ヶ月以内の政令で定める日とされている。

ここでは、つまり、「株式会社形態の取引所の発行する証券の上場に関する規制の強化」の概要を提示する⁴。

² 原文は、金融庁のウェブサイト（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryoku/kinyu/dai1/f-20051222_d1sir/00.html）に掲載されている。

³ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>）に掲載されている、「証券取引法等の一部を改正する法律案」の概要より引用。

⁴ については、次のレポート参照。「取引所の自主規制機能の独立性確保」（堀内勇世、2006.5.15作成）。また、産については別稿予定。

2 . 株式会社形態の取引所の発行する証券の上場に関する規制の強化の概要

金融審議会金融分科会第一部会報告「投資サービス法（仮称）に向けて」（2005年12月22日）では、「取引所株式が上場される場合（とりわけ自市場への上場の場合）に、特定・少数の株主に支配され、取引所の自主規制機能と特定の株主との利益相反の問題が生ずるおそれがあることや、より営利性を意識した運営が行われる可能性についての関心が高まっている。」と指摘されている。

そこで、**金融商品取引法（案）**では、**取引所株式等が上場される場合の規制が強化**されている（金融商品取引法（案）第122条、第123条、第124条参照）。

例えば、取引所の株式の上場の場合であれば次のように規制が強化されている。

現行法	金融商品取引法（案）
自市場 （=その取引所グループ内に設置された市場） への上場する場合のみ 、内閣総理大臣の 承認が必要	自市場 （=その取引所グループ内に設置された市場） への上場する場合に 、内閣総理大臣の 承認が必要
（強化された部分）	他市場 （=その取引所グループ以外に設置された市場） に上場する場合にも 、内閣総理大臣の 承認が必要